

## 第2節 設置又は変更許可申請等

## 第1 標準処理期間

(1) 申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、通常要すべき標準的又は目安となる期間（以下、「標準処理期間」という。）は、表2-2-1によること。

なお、申請に基づく許認可等は可能な限り迅速に処理することを原則とするが、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しについて情報提供できるよう努めなければならない。【行政手続法第5条／さいたま市行政手続条例第5条第3項、第6条、第9条】

表2-2-1

許認可等の種類	根拠条文	期間起算日	標準処理期間
仮貯蔵及び仮取扱いの承認	法第10条第1項 ただし書き	申請日の翌日	7日
設置の許可	法第11条第1項	申請日の翌日	20日
変更の許可	法第11条第1項	申請日の翌日	15日
完成検査	法第11条第5項	検査完了日の翌日	10日
仮使用の承認	法第11条第5項 ただし書き	申請日の翌日	10日
完成検査前検査	法第11条の2第1項	検査完了日の翌日	10日
予防規程認可又は変更の認可	法第14条の2第1項	申請日の翌日	10日
完成検査済証の再交付	危政令第8条第4項	申請日の翌日	5日
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認	危規則第62条の5の2 第2項ただし書き	申請日の翌日	10日
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認	危規則第62条の5の3 第2項ただし書き	申請日の翌日	10日
指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	条例第68条	検査完了日の翌日	10日
タンク検査済証の再交付	市規則第4条	申請日の翌日	5日

(2) 次に掲げる日及び期間は、処理期間に算入されないものであること。

ア 申請を補正するために要する期間

イ 執務が行われない市の休日【さいたま市の休日を定める条例第1条第1項各号】

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

ウ 申請の途中で、申請者が申請内容を変更するための期間

エ 審査のために必要なデータ等を追加するための期間

## 第2 設置又は変更許可に関する基本的事項

### 1 申請手続きにおける留意事項

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請すること。●
- (2) 製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条（第2号イ及びロを含む。）に掲げる施設区分の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て、法第11条第1項前段に定める設置に係る許可処分を必要とするものであること。〔S52.12.19消防危182〕
- (3) 製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合には法第11条後段の変更に係る許可を必要とするものであること。なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、前記(2)による手続きを必要とする。〔S52.12.19消防危182〕
- (4) 製造所等において、火災等の災害により、製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合で、製造所等を全面的に再建する場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て、法第11条第1項前段に定める設置に係る許可処分を必要とするものであること。〔S37.9.17自消丙予発91〕
- (5) 製造所等に変更が生じる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係がない工事等については、変更の許可を要しないものであること。また、位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものについては、変更の許可を要しない。〔H14.3.29消防危49〕
- (6) 移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用については「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」〔H9.3.26消防危33〕によること。
- (7) 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いは、別記第27「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。
- (8) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いは、別記第28「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。
- (9) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法第11条の許可申請を受理する必要がある。  
なお、危規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。  
〔H10.3.11消防危22〕「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」

## 2 設置又は変更許可申請の対象

## (1) 設置許可申請の対象

次のいずれかに該当するものは、設置許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等を設置しようとするとき。

イ 製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置しようとするとき。

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設しようとするとき。ただし、同一敷地内において、主要な構造等を変更しないで移設することができる場合は、この限りでない。〔S52.10.12消防危149〕●

エ 前記1(2)により、既存の製造所等において、施設区分が変更となる時。〔S52.12.19消防危182〕

オ 前記1(4)により、火災等の災害により、製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合で、製造所等を全面的に再建するとき。〔S37.9.17自消丙予発91〕

カ 前記アからオによるほか、その状況等により設置許可申請によることが妥当であるとき。●

## (2) 変更許可申請の対象

次のいずれかに該当するものは、変更許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、前記1(5)により変更の許可を要しない場合は、この限りでない。

イ 前記1(3)により、当該製造所等に適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合。（前記1(2)による場合を除く。）〔S51.7.12消防危23-3〕

例) 営業用給油取扱所を自家用給油取扱所に、又は自家用給油取扱所を営業用給油取扱所に変更しようとするとき。〔S52.12.19消防危182〕

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更しようとするとき。ただし、同一敷地内の常置場所の位置変更である場合は、資料の提出を要する軽微な変更として取り扱うものであること。〔H9.3.26消防危33〕

エ 地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替えようとするとき。〔H10.10.13消防危90〕

オ 前記アからエによるほか、その状況等により変更許可申請によることが妥当であるとき。●

## (3) 変更許可申請によらないことができる場合

次に掲げる場合は、前記(2)の変更許可申請によらないことができる。

なお、この場合、品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書及び軽微な変更届出書の提出により変更事項等を明らかにすること。●

ア 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更により、法第10条第4項の技術上の基準を緩和することができるが、従前の許可基準のとおり状態で維持する場合。

例) 屋内貯蔵所に貯蔵される危険物が高引火点危険物に変更され、危政令第10条第1項から、同条第5項に変更することができるが、同条第1項の状態で維持する場合。

イ 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更により、保有空地のみ緩和される場合。

例) 製造所において、取扱数量の減少に伴い保有空地の基準が5 m以上から3 m以上となる場合。（保有空地以外の基準には変更を生じない場合に限る）

### 第3 設置又は変更許可申請等に係る事務処理手続き

#### 1 設置又は変更許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続き及び手数料の徴収

(1) 危険物製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合は、申請内容の訂正として取り扱い、許可手数料を重ねて徴収することはない。ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、許可手数料に変動を及ぼすものは、次により取り扱うものであること。〔S39.3.2自消丙予発15〕

ア 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料の差額を新たに徴収する。

イ 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

(2) 危険物製造所等の設置の許可後であって、完成検査前に、当該許可に係る施設を変更する場合は、変更許可を要するものとして取り扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該施設に対する変更許可手数料を徴収するものであること。

また、当該施設の完成検査手数料については、変更許可前に係る許可施設が、変更申請に係る許可によって新たな施設になったものであるから、変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、当該施設に対する完成検査手数料を徴収する。〔S39.3.2自消丙予発15〕

(3) 危険物製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該施設の変更申請を行ない、当該変更について許可を受けた後更に、その施設を変更する場合は、前記(2)同様変更許可として取り扱い、その手数料を徴収するものであること。

また、その完成検査手数料についても同様にその手数料を徴収する。〔S39.3.2自消丙予発15〕

(4) 設置の許可を受けた危険物製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査申請がなされた場合は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として、設置の完成検査手数料を徴収することとなる。〔S48.8.2消防予122〕

(5) 設置の許可を受けた危険物製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、設置の許可に関する手数料の額の2分の1の額であること。〔S48.8.2消防予122〕

(6) 危険物製造所等の設置許可後、工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされた場合は、完成検査申請の訂正として取り扱うこと。なお、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収することはないこと。

ただし、危険物施設の変更により危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料に変動を及ぼす場合は、次によること。〔S48.8.2消防予122〕

ア 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。

イ 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、すでにこれに関する準備手続き等の役務の提供が開始されたことであるから、当該手数料との差額は返還しない。

## 2 設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る添付書類

設置又は変更の許可申請等に係る添付書類は、次によること。

なお、移動タンク貯蔵所に係る添付書類は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」〔H9.3.26消防危33〕によること。

## (1) 製造所等の設置又は変更の許可に係る添付図書【危規則第4条及び第5条関係】〔H9.3.26消防危35〕

## ア 基本的事項

設置又は変更の許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、以下を踏まえ、申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。

- (ア) 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用したものとする。
- (イ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の附属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものであること。
- (ウ) 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。
- (エ) 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- (オ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- (カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要さないものであること。

## イ 添付書類の内容

危規則第4条第2項及び第5条第2項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第4条第3項及び第5条第3項の添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりである。

なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

- (ア) 当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置、当該製造所等の周囲の状況【危規則第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第1号及び第2号関係】

建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面（以下「配置図」という。）が添付され、審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。
- (イ) 当該製造所等を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置並びに当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造【危規則第4条第2項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号関係】

## a 建築物

平面図、立面図及び断面図を添付すること。

- (a) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (b) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (c) 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

## b 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては、位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

## c タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。

- (a) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (b) 液面計等の附属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (c) S S 二重殻タンクのうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」〔H 3.4.30 消防危 37〕図 1-1 から図 5-2 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。
- (d) S F 二重殻タンクのうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しないこと。
- (e) F F 二重殻タンクにあつては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。「強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて」〔H 8.10.18 消防危 129〕
- (f) 危政令第 13 条第 3 項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち別記第 25 「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」〔S62.7.28 消防危 75〕図 4-25-1-1 から図 4-25-5 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。

## d 計装機器等

計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。以下同じ。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができる。

## e 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等

の設置条件（材質、防爆構造等）を記載することによることができる。

f 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することとすることができる。

g 地上配管

(a) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(b)の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

(b) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管、支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設置条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

h 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

i 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするすることができること。

(ウ) 製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要【危規則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号関係】

a 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

b 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要しないこと。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線ルートのみを記載することとし、その他の電気配線ルートについては、記載を要さないこと。

(エ) 緊急時対策に係る機械器具その他の設備【危規則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号関係】

(イ)dの計装機器等の例によること。

(オ) 製造所等に係る構造及び設備明細書【危規則第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号関係】

設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。

また、構造設備明細書に記載すべき事項のうち、図面中に記載したものについては、構造設備明細書への記載を省略することができること。

(カ) 第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書、火災報知設備の設計書【危規則第4条第3

項第2号及び第3号並びに第5条第3項第2号及び第3号関係】

設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができること。

(2) 仮使用承認申請【危規則第5条の2関係】〔H9.3.26消防危35〕〔S59.3.5消防危21〕

仮使用承認申請書の添付書類は、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類とされているが、これは次に掲げる図書とし、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要さないこと。

ア 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

イ 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

なお、イの工事工程表は、工事工程の重なり等により安全性が低下しないことを確認できるものであること。（例えば、消火設備の配管等のつなぎ込み等により一時的に消火設備等が使用不能となる等、別途安全対策を講ずる必要性の有無を確認するためのもの。）

(3) 完成検査前検査申請【危規則第6条の4関係】〔H9.3.26消防危35〕

ア 完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合は不要であること。この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

なお、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と異なる場合は、構造明細図書の写しを添付すること。

イ 製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される20号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。〔H10.10.13 消防危90〕

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(4) 完成検査申請【危規則第6条関係】〔H9.3.26消防危35〕

完成検査申請書には添付図書は要さないものであること。

### 3 完成検査に係る留意事項

(1) 完成検査の実施方法〔H9.3.26消防危35〕

ア 基本的事項

完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。自主検査結果等の活用にあたっては、あらかじめ確認する事項について、申請者と十分調整すること。

なお、工事中に中間検査等により確認された事項については、完成検査時に改めて確認を要さないものであること。

また、完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、完成検査時に検査員が現地で確認すれば足りるものであること。

イ 自主検査結果の活用内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

(ア) 位置、構造及び設備（消火設備を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができること。

(イ) 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとすること。

(a) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(b) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（(a)及び(c)以外）においては、原則として(c)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(c) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(ウ) 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

(2) 完成検査時における工事用架台等の取扱い〔H9.3.26消防危35〕

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとすること。

ア 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去されている必要があること。

イ 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を確認しておくこと。

4 申請書等の記入要領

申請書等の記入方法については、別記第1「申請書等の記入要領」を参考にする。

5 構造設備明細書の記入要領

構造設備明細書の記入方法については、別記第1-2「構造設備明細書の記入要領」を参考にする。

#### 第4 変更工事に係る取扱い・・・未制定

〔参考「製造所等において行われる工事に係る変更許可の取扱いについて」〔H14.3.29消防危49〕〕

#### 第5 仮使用承認の申請

##### 1 仮使用承認の留意事項

法第11条第5項ただし書の規定による、製造所等の仮使用の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意すること。

- (1) 仮使用の承認部分は、変更の工事に係る部分以外の部分であること。（以下、「仮使用範囲」という。）〔S46.7.27消防危105〕
- (2) 仮使用範囲は、変更の工事中においても、必要に応じ防火上の措置を講ずるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ないと認められる場合に限り承認することができる。〔S46.7.27消防危105〕
- (3) 仮使用承認の効力の終期は、当該変更に係る製造所等についての完成検査済証の交付時であること。〔S46.7.27消防危105〕
- (4) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができること。  
なお、この場合における当該仮使用の承認の日は変更許可の日と同日以後となること。〔S59.3.5消防危21〕
- (5) 仮使用の承認は、変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けていること。
- (6) タンク内に危険物が貯蔵された状態は、当該製造所等を使用していることとなるので、変更許可申請の際に仮使用の承認が必要となること。ただし、地下貯蔵タンクに限り、次の要件を満たす場合は当該タンク内に危険物が残存していても、使用していないものとみなして運用して差し支えないものであること。
  - ア 地下貯蔵タンク本体に係る工事ではないこと。
  - イ 火災予防上必要な安全措置（危険物を貯蔵するタンクと配管の縁切り等）が講じられていること。
  - ウ 営業又は危険物の取り扱いを停止しており、タンク内の危険物の流動がない状態であること。

##### 2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について、適合しているものであること。

###### (1) 各種工事に共通する事項

###### ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

###### イ 安全管理組織の確立

(ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

- (イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。
- ウ 火気管理
- (ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。
- (ウ) 火気使用場所直近に、消火器等が配置されていること。
- エ 工事現場は、工事に必要な十分な広さが保有できること。なお、給油取扱所については、工事場所以外の場所に、自動車等の給油業務に支障のない広さの給油空地及び注油空地が確保されていること。
- オ 工事場所と仮使用場所の区画
- (ア) 工事場所と仮使用場所とは、工事内容に応じた適切な防火区画等を設け、明確に区画されていること。
- (イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画等が設けられていること。
- なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。
- (ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。
- (エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。
- カ 照明及び換気の設備
- 工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。
- キ 仮施設・設備等の安全措置
- 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合は、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。
- ク 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設備を危政令の基準に適合するように設けること。
- ケ 仮使用を開始する場合は、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に市危規則第5条第2項による「仮使用承認済」の掲示板を設けること。(図2-2-1)
- コ 作業記録の保管
- 作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

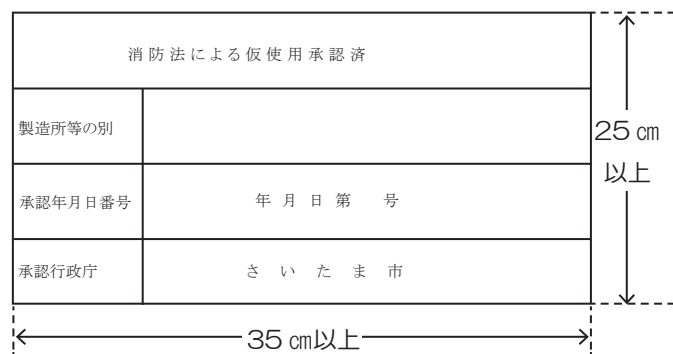


図2-2-1 「仮使用承認済」掲示板

## (2) 作業内容別事項

## ア 危険物の抜き取り作業等

- (ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられ、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。
- (イ) 危険物の抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。
- (ウ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

## イ 溶接、溶断作業

- (ア) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分は、危険物等可燃性のものを完全に除去すること。
- (イ) 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散又は落下により、周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずること。

ウ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずること。

## 3 変更許可と仮使用承認との関係

一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用について

次図2-2-2で示すように、一の変更許可申請の工事が段階的に行われる場合で、申請書に添付された工程表等の資料によりその範囲及び時期が明確となっている場合は、当該一連の変更工事について、1件の仮使用承認として扱うものであること。

また、変更工事が段階的に行われ最終的に施設全体に及ぶ場合でも仮使用ができる。

なお、仮使用範囲は段階的に縮小しなければならず、拡大することはできない。

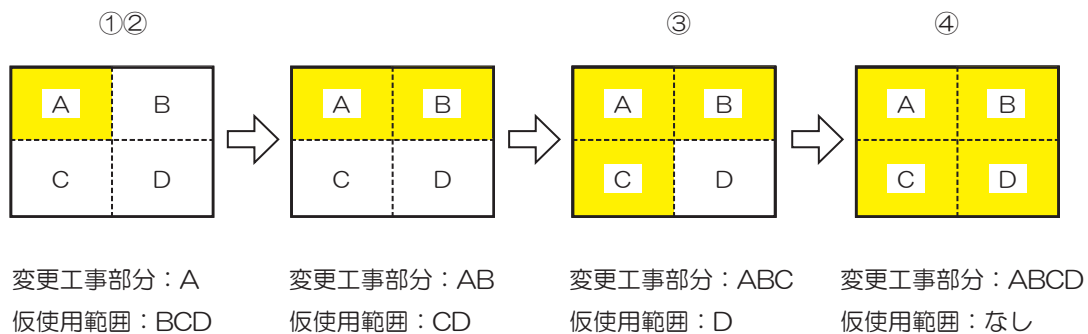


図2-2-2 段階的な変更工事の例

## 4 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用の関係〔H11.3.23消防危24〕

(1) 一の製造所等において、複数の変更許可による仮使用を行う場合の留意事項は、次によること。

ア 設備機器等の配置、関連性等を勘案し相互に区別することができる複数の変更工事については、申請者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。

イ それぞれの変更工事について、工事が終了した後、完成検査を実施することが必要であること。

なお、当該完成検査を実施した部分については、別途仮使用承認申請により仮使用することが

できる。

ウ 複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、施設全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

(2) 一の製造所等において、複数の変更許可による仮使用を行う場合の例

ア 工事期間が重複する複数の変更工事の場合（図2-2-3参照）

複数の変更工事を重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後に、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成検査を受けた部分を含めて仮使用をすることができる。

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可I及び許可IIの変更許可番号等を記載することにより、許可I及び許可IIの両方に係るものであることを明記すること。

(イ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

(エ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

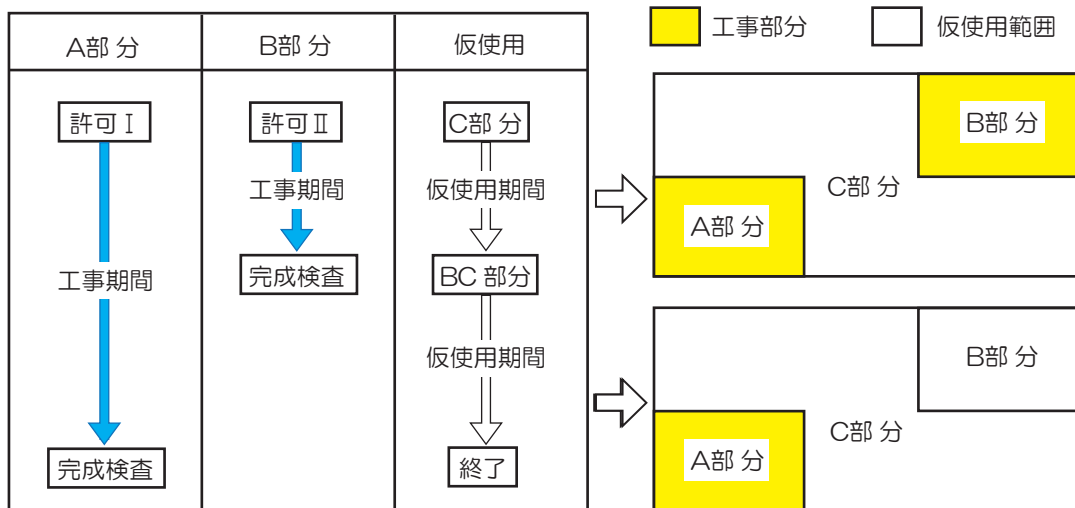


図2-2-3 工期が重複する場合の例

イ 工事期間の重複しない複数の変更工事部分の場合（図2-2-4参照）

複数の変更工事が重複しない場合、工事未着工部分を含めて仮使用することができる。

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに

に、許可Ⅰの変更工事部分以外の部分(B部分及びC部分)の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(イ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、A部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

(エ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

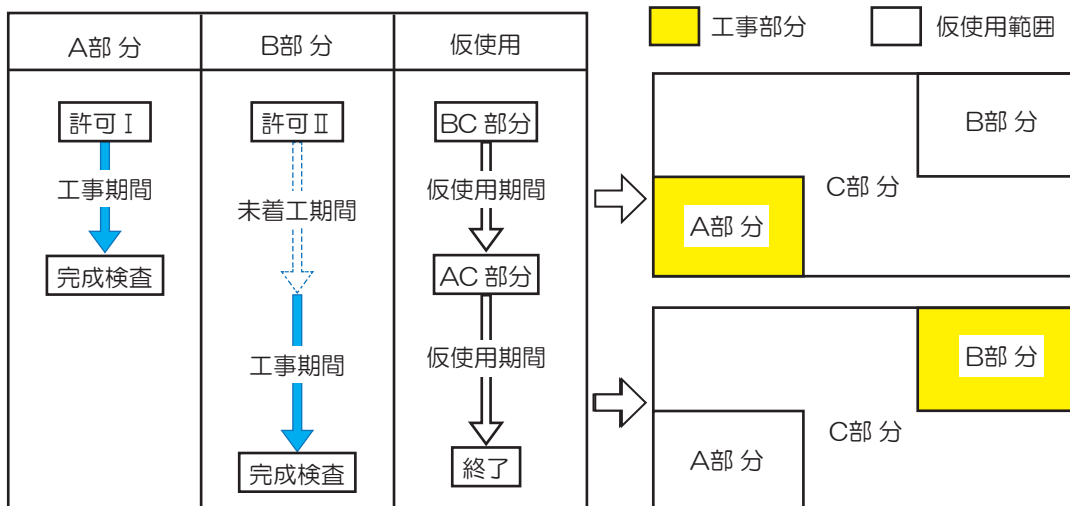


図2-2-4 工期が重複しない場合の例

ウ 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）（図2-2-5参照）

(ア) A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小(許可Ⅰ')するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

(ウ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(エ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

(オ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

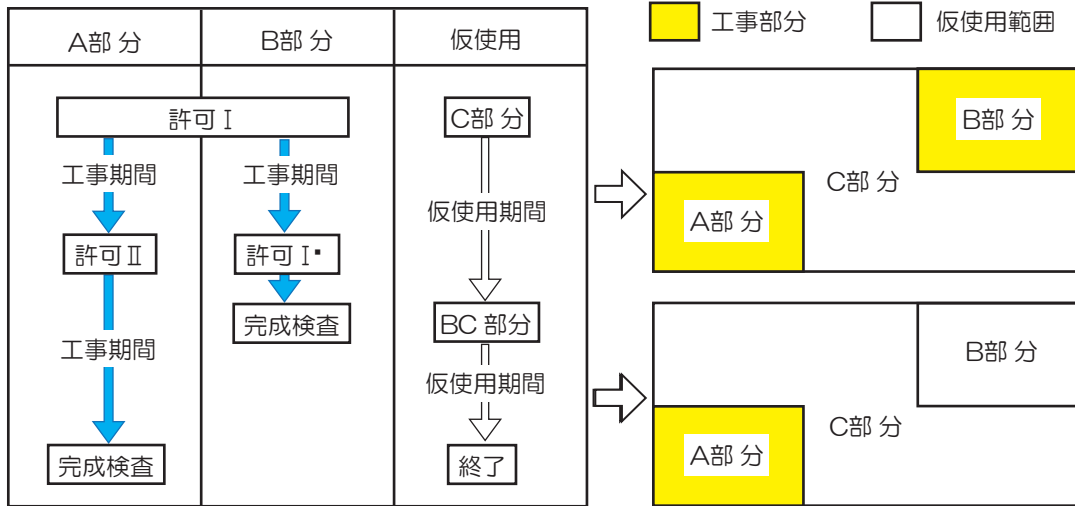


図2-2-5 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合の例